

平成29年生駒市議会（第2回）臨時議案

平成29年4月26日

生 駒 市

平成29年生駒市議会（第2回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第7号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1~2
議案第35号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)	3~16
議案第36号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	17~19
議案第37号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	20~21
議案第38号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について)	22~24
議案第39号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)	25~27

報告第 7 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 4 月 26 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

人身事故

平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 7 時 00 分頃

2 事故発生場所

生駒市辻町 795 番地先 市道谷田辻線支線 4 号上

3 損害賠償額

211, 420 円

4 事故の概要

上記場所において歩行者が、道路側溝のコンクリート蓋の上に乗ったところ、当該蓋がはずれ、足を踏みはずし、歩行者の足を負傷させたもの

平成 29 年 4 月 13 日

生駒市長 小紫雅史

議案第 35 号

専決処分につき承認を求めるについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日別紙のとおり処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 26 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 7 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる

申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第18条第6項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる

申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第25条の3第1項中「第18条第4項の申告書」を「第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第46条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、

同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第68条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第68条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

第71条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、

同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第71条の2の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第83条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第83条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第10条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第12条を次のように改める。

（読み替規定）

第12条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第12条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条の2第19項を同条第18項とする。

附則第12条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、「同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中

「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 36 項」を「附則第 12 条第 38 項」に改め、同条第 10 項中「に施行規則附則第 7 条第 11 項」を「に施行規則附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 9 項の次に次の 2 項を加える。

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合は、3 月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3)　家屋の建築年月日及び登記年月日

(4)　熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6)　熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第94条及び第95条の規定を

除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 10 条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第 17 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第 18 条第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第 18 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 18 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第 18 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 21 条第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 25 条の 2 第 4 項中「第 28 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第 29 条第 1 項に規定する確

定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、
「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を
加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ
れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、
同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限
りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる
申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第25条の3第4項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期
限後において」を「条約適用配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出
された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下
この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改
め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ
れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、
同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限
りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる
申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第25条の3第6項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期
限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその
時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規

定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第45条第3項及び第5項並びに第46条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第68条第8項及び附則第12条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定

資産税について適用する。

3 新条例第68条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第71条の2第2項及び第83条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前的地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを生駒市税条例第91条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者

以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（生駒市税条例第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中生駒市税条例附則第17条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第17条の2を次のように改める。

第17条の2 削除

第3条を次のように改める。

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成26年5月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第17条第1項の表第90条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第90条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第3号中「第2条から第4条まで」を「第2条及び第4条」に改める。

議案第 36 号

専決処分につき承認を求めるについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日別紙のとおり処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 26 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 8 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3を削る。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第3条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第3条の4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分につき承認を求めるについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、
市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日別紙のとおり
処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 26 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 9 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「265,000 円」を「270,000 円」に改め、同条第 3 号中「480,000 円」を「490,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めるについて

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年4月26日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例
を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決
処分する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する
条例

（生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正）

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

別表第2備考第8項の表イの項中「保育所」を「C₁からC₁₈までの階層の
世帯において保育所」に改め、同表備考第9項中「C₁からC₆までの階層の世
帯及びC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあ
っては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「C₁からC₄まで
の階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額と
し、C₅及びC₆の階層の世帯並びにC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が
77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は4,800円」に
改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第2条 生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第7項の表イの項中「保育所」を「C₁階層からC₁₈階層までの世帯において保育所」に改め、同表備考第8項中「C₁階層からC₆階層までの世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「3歳未満児に係るC₁階層からC₅階層までの世帯並びに3歳児及び4歳以上児に係るC₁階層からC₄階層までの世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、3歳未満児に係るC₆階層の世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は9,000円とし、3歳児及び4歳以上児に係るC₅階層及びC₆階層の世帯並びにC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分につき承認を求めるについて

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日別紙のとおり処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 26 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 11 号

専 決 処 分 書

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。